

令和7年度(2025年度)

豊中市健康づくり支援事業補助金 募集案内

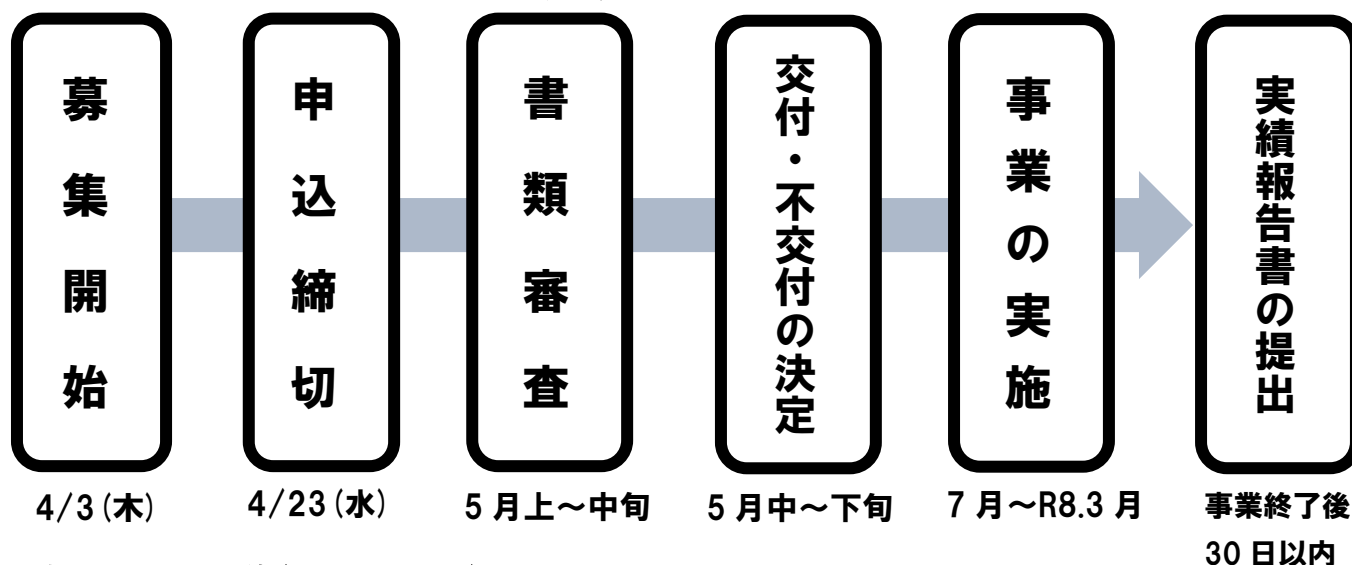
主に 18 歳以上の市民のみなさまに

運動をはじめるきっかけを提供する事業を募集します

	通年コース	イベントコース
補助限度額	上限 500,000 円 (費用の 3/4 相当)	上限 250,000 円 (費用の 3/4 相当)
実施回数	10 回以上 (目安: 月 1 回程度)	複数回 (目安: 2 回以上)
参加人数	延べ 200 人以上(目標)	延べ 100 人以上(目標)
実施時期等	令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月 ※時期を分散させて実施してください。 <u>※会場は可能な限り、市北部・中部・南部 など分散させて実施してください。</u>	令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月
実施会場	豊中市内(自スタジオ、公園など) ※会場使用(公共施設含む)の申請・調整等は各実施団体で行ってください。	
親子で参加できる 運動講座求む！ 親子枠 (両コース共通)	<u>親子(保護者と小学生以上)で参加する運動講座</u> が対象となります 【親子枠での申込みの場合のメリット】 ●『広報のサポート(公立小学校への配布)』 本市が「親子でいっしょに！運動教室」と称した紹介チラシ(親子対象運動講座のみを集めたもの)を作成し、 <u>公立小学校の全児童に配布</u> します。 (配布時期: 7 月頃を想定。事業者独自で作成したチラシは公立小学校に配布いたしません。) ●その他 本市 HP・SNS 等での無料運動講座全体の発信に加え、親子枠のみの発信も予定しています。 ※講座への <u>保護者参加は必須</u> です。(見学のみは不可) ※一度の申込で親子対象の講座と 18 歳以上の市民のみを対象とした講座との組合せも可能です。この場合、上記作成チラシには親子対象の講座のみ掲載になります。	

※申込事業数の上限が予算額以上の応募があった場合、なるべく多くの事業者が選定されるよう審査する可能性があります。

スケジュール



●申込みできる団体(両コース共通)

豊中市内で、主に健康づくりのための運動事業を行う団体(市民団体、NPO 法人、一般社団法人、企業など)

●募集期間(両コース共通) 4/3(木)から4/23(水)17:00まで

◆目的

本市の将来人口は、65 歳以上の高齢者人口は増加し、年少人口(15 歳未満)は横ばい、生産年齢人口(15～64 歳)は減少する傾向となっていることから、高齢になってもできる限り自立して生活できる期間(健康寿命)を延伸することが課題となっています。

フレイル(虚弱)とは、健康な状態と介護が必要になる状態の間を意味し、高齢世代では加齢に伴い、心身が衰えていくことによりフレイルが進行し、要介護状態になるリスクが高まります。また、働く世代では肥満や糖尿病などの生活習慣病の既往もフレイル発生に関連すると言われており、高齢世代だけでなく、働く世代においてもフレイル対策が重要です。

本補助金は、市民に対し、健康について関心を持ってもらうとともに、フレイルを予防するため、ライフスタイルにあった運動ができる機会をみつけ、日常生活の中で継続できる運動習慣をつけるきっかけを提供することを目的としています。

◆補助対象事業等

補助の対象団体(申込みができる団体)

次の①～⑤の条件をすべて満たしている必要があります。

- ① 主に健康づくりのための運動事業を行う団体等(市民団体、NPO 法人、一般社団法人、企業など)であること。
- ② 豊中市に事務所がある団体、または豊中市内で活動を行う団体であること。
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ④ 特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体ではないこと。また、これらに該当する団体の下部組織、関連組織ではないこと。
- ⑤ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。

補助の対象となる事業・補助上限額など

	通年コース	イベントコース
補助限度額	上限 500,000 円(費用の 3/4 相当)	上限 250,000 円(費用の 3/4 相当)
実施回数	10 回以上(目安: 月 1 回程度)	複数回(目安: 2 回以上)
参加人数	延べ 200 人以上(目標)	延べ 100 人以上(目標)
実施時期等	令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月 ※時期を分散させて実施してください。 <u>※会場は可能な限り、市北部・中部・南部 など分散させて実施してください。</u>	令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月
実施会場	豊中市内(自スタジオ、公園など) ※会場使用(公共施設含む)の申請・調整等は各実施団体で行ってください。	
参考事例	女性向けヨガ教室 60～70 代の介護予防体操教室 親子で参加するフットサル教室	夏限定 スイミング教室 親子で参加するスポーツ総合イベント
親子枠 (両コース共通)	<u>親子(保護者と小学生以上)で参加する運動講座</u>が対象となります 【親子枠での申込みの場合のメリット】 ●『広報のサポート(公立小学校への配布)』 本市が「親子でいっしょに！運動教室」と称した紹介チラシ(親子対象運動講座のみを集めたもの)を作成し、<u>公立小学校の全児童に配布</u>します。 (配布時期: 7 月頃を想定。事業者独自で作成したチラシは公立小学校に配布いたしません。) ●その他 本市 HP・SNS 等での無料運動講座全体の発信に加え、親子枠のみの発信も予定しています。 ※講座への保護者参加は必須です。(見学のみは不可) ※一度の申込で親子対象の講座と 18 歳以上の市民のみを対象とした講座との組合せも可能です。この場合、上記作成チラシには親子対象の講座のみ掲載になります。	

※申込事業数の上限が予算額以上の応募があった場合、なるべく多くの事業者が選定されるよう審査する可能性があります。

なお、両コースともに①～⑨の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 本市内において、市民に対してフレイルの啓発を行うとともに、フレイルを予防するための運動習慣をつけるきっかけとなる事業であること。
- ② 主に 18 歳以上を対象とした事業であること。(ただし、親子枠における子どもは除く。)
- ③ 参加者より受講料などの負担金を求めないこと。ただし、参加者が事業の中で使用する物品等のうち、事業終了後に参加者に所有権が移転するものを除く。
- ④ 18 歳以上の参加者に対しフレイルチェックを実施し、結果を回収し提出すること。フレイルチェック票は、1 枚目部分を回収すること(フレイルチェックの実施は、当該事業に 2 回以上参加する市民については初回のみとしても可)。また、フレイル予防にかかる啓発を行うこと。
- ⑤ 講座終了時、参加者に対しアンケート調査を毎回実施し、結果を提出すること。
- ⑥ 補助対象団体が本市内において自ら実施する事業であること。

- ⑦ 補助金の交付の決定を行った日の属する年度(以下「補助対象年度」という。)内に実施する事業等であること。
- ⑧ 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- ⑨ 感染症等の予防対策を講じること。
- ⑩ その他関係諸法令に適合する事業であること。

親子枠について

- 本市におけるこども政策の充実・強化に向けた取り組みの一環として設定しています。
- 対象は保護者と小学生以上でいっしょに参加する運動講座です。
- 未就学児につきましては、親子枠には含まないことといたします。ただし、これまでのコース(親子枠として申込しないコース)での申込みは可能です。
- 親子枠で採択された事業でのメリットは広報のサポート強化で、本市が「親子でいっしょに！運動教室」の案内チラシ(親子対象運動講座のみを集めたもの)を作成し、公立小学校の全児童に配布します。配布時期は7月頃を想定しています。なお、事業者独自で作成したチラシは公立小学校に配布いたしませんのでご了承ください。
- 本市が作成するチラシ「親子でいっしょに！運動教室」は、採択事業すべてを掲載するチラシ「無料運動講座のご案内」とは別に作成します。したがって、親子枠の場合、その両方に掲載されるということになります。
- 一度の申込みで親子対象の講座と18歳以上のみを対象とした講座の組み合わせも可能です。ただし、前項の「親子でいっしょに！運動教室」のチラシには親子対象の講座のみの掲載となります。
- 保護者の参加は必須です。(見学のみは不可といたします)

補助の対象となる経費

令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)3月31日までに、事業を実施するために直接要した経費が対象です。(会場を予約するために前払いした使用料については、令和7年(2025年)7月1日以前のものも対象とします。)

費 目	内 容 例
人 件 費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝 礼 金	外部から招く講師や専門家、出演者への謝礼など
旅 費 交 通 費	交通費、有料道路料金、宿泊費、コインパーキング、駐車料金など
消 耗 品 費	文房具や紙類、事務用品など
広 告 宣 伝 費	チラシ・ポスター等のデザイン、印刷、SNSのバナー広告など
通 信 運 搬 費	郵送料、宅配料、携帯電話料金、作品運搬費など
手 数 料	金融機関等への振込手数料など
保 険 料	事業実施にかかる保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、コピー代、機器・物品等のレンタル料、レンタカー代など
委 託 料	警備や会場設営、ごみ処理を業務委託する場合など (企画自体の外部委託は認められません)
そ の 他 の 経 費	その他事業に必要と認める経費

※次のような経費は対象外となります。

- (1)事務所の管理費など運営のための経常経費および役職員の給与など運営のための人件費
- (2)補助対象事業以外の事業等と共通する経費

- (3) 固定資産や備品購入にかかる経費(レンタル等料金より高額なものや、経常的に利用するもの)
- (4) 飲食費(打合せ・打ち上げ等にかかる飲食費、スタッフのまかないなど)
- (5) 領収書などにより団体の支払いが確認できないもの。
- (6) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの。

◆申込み

申込みに必要な書類等

次の書類等の提出が必要です。

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 交付申込書	様式第 1 号
2	豊中市健康づくり支援事業補助金 事業計画書	様式第 2 号
3	豊中市健康づくり支援事業補助金 事業予算書 (補助対象となる経費の内訳が分かるように作成してください)	様式第 3 号
4	構成団体一覧表(複数の <u>団体</u> で申込む場合に限り必要)	様式なし
5	事業実施場所の地図	
6	役員名簿(役職名・名前・住所が分かるもの)	
7	定款、会則その他これらに類するもの	
8	<u>講座内容または講座実施時の様子が分かる写真(2～3 点)</u> <u>※市が作成する「無料講座案内のご案内」チラシのほか、市 HP や保健所 SNS、庁舎のサイネージでの投影等で使用いたします。</u> <u>※写真 1 枚あたりの容量は 1M 以上でお願いします。</u>	データ(JPG 等)

その他、本人確認ができるもの(法人が発行した身分証明書等)など、追加で書類を提出していただく場合があります。

申込時の注意

- ✓ 2～5 ページ「◆補助対象事業等」を必ずお読みいただきお申込みください。
- ✓ 令和 6 年度本補助金で採択された事業の実績がある団体は、引き続き令和 7 年度も申込みする場合、前回申込み時より改善した点(運動講座をブラッシュアップした要素や集客向上方法など)を必ず入れてください。
- ✓ 運動の種類の関係上、対象者を 65 歳以上、あるいは 40 歳から 64 歳までなど、一定の幅を設けて年齢を区切ることは可能です。ただし参加対象者を極端に制限することは不可とします(例:35 歳の女性限定スポーツ等)。
- ✓ 目標参加人数の計上にあたっては、運動に参加する小学生以上の人数も計上することとします。ただし、未就学児や、小学生以上であっても運動を行わずに見学のみ場合は計上しないものとします。

申込み募集期間と提出場所等

(1) 申込み募集期間は下記の通りです。

4月3日(木)から4月23日(水)(郵送の場合も4月23日(水)必着)

(2) 申込みは①～③の方法でご提出ください。(申込前に必ず担当者までご連絡ください。)

<健康推進課 健康支援係 TEL:06-6152-7381>

①郵送	〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 4-11-1 豊中市 健康医療部 健康推進課 健康支援係 「豊中市健康づくり支援事業補助金」担当あて(4月23日(水)必着)
②直接持参	豊中市 健康医療部 健康推進課 健康支援係 (豊中市保健所2階、平日:月～金(9時00分～17時00分))
③電子メール	健康推進課 健康支援係あて(アドレス:kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp) メール提出の場合は、添付資料にパスワードをつけてください。パスワードは電話で豊中市健康づくり支援事業補助金担当者あてにお伝えください。 ※当課メールシステムは、一度に送信する容量限度が 7M 程度となっています。左記容量を超える場合は、分割して送信をお願いいたします。

◆審査

審査(書類審査)

- 審査は、申込書類をもとに市職員で構成する豊中市健康づくり支援事業等審査委員会が行います。
- 下記の審査基準の項目について審査しますので、各項目を盛り込んだ内容としてください。
- 申込事業数の上限が予算額以上の応募があった場合、なるべく多くの事業者が選定されるよう審査する可能性があります。
- 結果は郵送で通知いたします。

審査基準

項目	配点	内容
実施体制	5 点	①実施計画どおりの会場が確保できると見込めるものか。また、事業実施にあたり、体制面での不備はないか。個人情報の管理は適切か <解説> 事業実施に向けた会場との調整および実施体制による実現可能性、個人情報の管理など、市民が安心して参加できるような事業かを審査します。
事業の魅力	25 点	②事業内容は、運動習慣のない市民にとって参加したいと思わせるような内容であるか ③独自の広報活動や PR 活動は適切かつ効果的であるか ④実施時期・会場など、市民にとって参加しやすいような条件となっているか。 <解説> 市民が参加したいと思えるような魅力のある事業かを審査します。
啓発	10 点	⑤フレイルについての啓発手法は適切かつ効果的であるか ⑥フレイルチェックはどのように実施するか。解説などをどのように行うか <解説> フレイルの認知度を高め、市民が健康について関心を持ってもらえるような啓発手法かを審査します。
効果	10 点	⑦提案のあった事業は、フレイルの予防に効果的な内容となっているか ⑧引き続き運動を続けさせるような取組みが含まれているか <解説> 市民がフレイルの予防をするために、日常生活の中で継続できる運動習慣をつけるきっかけを提供するものとなっているかを審査します。
前年度からの改善点	—	⑨前年度からの改善点が盛り込まれているか ※前年度に豊中市健康づくり支援事業補助金で採択された実績のある団体のみ
合計	50 点	

◆交付決定

交付の決定と通知

- 審査後、補助金の交付・不交付を申込団体に文書で通知します。
- 交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

◆市からの通知文書

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 交付決定通知書	様式第4号
2	豊中市健康づくり支援事業補助金 不交付決定通知書	様式第5号

申込みの取下げ

- 交付決定通知を受けた団体は、その内容(交付決定額や交付条件など)に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、次の書類等を市長に提出することで、申込を取り下げることができます。この期間を過ぎると、自主的な取り下げはできず、市長が「交付決定の取消し」の手続を行うことになります。

◆取下げに必要な書類

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 取下げ申込書	様式第6号
---	------------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 取下げ受理通知書	様式第7号
---	--------------------------	-------

◆事業の実施

事業の実施

- (1) 交付決定を受けた申込団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類(領収書、レシート等)を常に整備し、補助対象年度の翌年度以降10年度の間保存してください。紛失や宛て名がないなどの不備がある場合は、補助対象経費と認められないことがあります。
- (2) 市は、補助金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体に対して助言や点検をすることがあります。

事業実施にあたりお伝えしたいこと(採択された事業のみなさまは必ずご一読ください)

【1. 各団体独自のチラシ作成およびHP・SNSで発信するとき】

- ◆ チラシの作成やHP・SNSで講座等を発信する際、必ず「令和7年度 豊中市健康づくり支援事業補助金交付事業」と明記してください。(交付事業の名称は省略しないでください。)

【2. 事業実施中】

- ✓ フレイル予防についての周知啓発を実施してください。(フレイルチェックシートの裏面等を参照)
- ✓ 必ず参加者に下記①②を記入してもらい、回収してください。
 - ①フレイルチェックシート(複写式。1枚目を当課に返却。2枚目(分厚い方)を参加者に渡す。参加1回目の人のみ)
 - ②参加者アンケート ※参加者全員(2回目以降の参加者にも記入をお願いしてください)
※回収数が著しく少ない場合、交付の取消し等を行う可能性がありますのでご注意ください。
- ✓ 講座の様子を撮影してください。実績報告書の作成時に必要ですので忘れずにお願いいたします。

- ✓ 職員が講座のモニタリングを実施します(回数は1回程度)。モニタリングでは、講座の見学や主催者への聞き取りなどを行います。なお、日程は後日主催者と調整させていただきます。

【3. 熱中症の予防等】

令和6年度から環境省より、「熱中症警戒アラート」に加え、「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まっています。

- ✓ 「熱中症特別警戒アラート」が事業当日に発出されている場合は、屋外での事業実施は原則中止してください。(屋内の場合は中止の対応は求めませんが、参加者に水分補給や休憩を適宜促し、熱中症対策を確実に行ってください。)
- ✓ 「熱中症警戒アラート」が発出されている場合は中止の対応は求めませんが、参加者に水分補給や休憩を適宜促し、熱中症対策を確実に行ってください。

※「熱中症特別警戒アラート」…都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合等

※「熱中症警戒アラート」…府県予報区等内においていずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達する場合

- ◆ 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートについての詳細は下記をご覧ください。

- ✓ 市 HP「みんなで呼びかけあって熱中症を予防しよう」



- ✓ 環境省「熱中症予防情報サイト」



【4. 事業終了後】

参加者に記入いただいた下記①②を必ず郵送してください。(持込でも可)

①フレイルチェックシート(1枚目)

②参加者アンケート

※フレイルチェックシートは100部を後日郵送でお送りします。(6月末前後予定)事業実施時に不足する可能性がある場合は別途ご連絡ください。フレイルチェックシート以外は別途メールでお送りします。

※回収数が著しく少ない場合、交付の取消し等を行う可能性がありますのでご注意ください。

【5. 事業の中間時点での報告】

事業実施にあたり、事業の中間時点(通年コース:11月頃、イベントコース:予定事業の半数が完了した時点)で参加人数の集計結果の報告を求めます。この時点で、目標参加人数の6割に達しないことが見込まれる場合、講座・イベント等の追加開催や追加の広報など、目標参加人数を達成するための「事業改善報告書」を提出していただきます。また、提出した報告書に沿った事業の実施をお願いします。

事業計画の変更

- (1)原則、計画どおりに実施していただきますが、やむを得ず、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市にご相談ください。
- (2)市に相談後、変更の手続をする場合は、必要書類をご提出ください。
- (3)市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 事業変更申込書	様式第9号
---	-------------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 事業変更決定通知書	様式第10号
---	---------------------------	--------

◆事業の実施後

事業の実績報告

(1) 交付決定団体は、事業の完了後 30 日以内に、市に実績報告書等をご提出ください。

ただし、30 日を経過する日が令和 8 年 3 月 31 日を超える場合は 3 月 31 日が提出期限となります。

(2) 市は、実績報告書等に基づき、補助対象経費等について精査します。

(3) 補助額を確定し、交付決定団体に文書で通知します。

◆実績報告に必要な書類

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 事業実績報告書	様式第11号
2	豊中市健康づくり支援事業補助金 事業決算書	様式第12号
3	事業実績内容の詳細	様 式 な し
4	出納簿※発生順に記載してください。	
5	領収書の原本と写し 交付決定団体が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前および住所が記載され、領収者の押印があるもの ※原本は、写しと照合後に返却します。 ※出納簿と領収書は番号を付けて対応するように作成してください。	
6	フレイルチェック票(1枚目のみ、参加者記入分を回収)	市指定のもの
7	アンケート(参加者記入分を回収)	市指定のもの

◆市からの通知文書

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 交付額確定通知書	様式第7号
---	--------------------------	-------

補助金の交付請求

交付決定団体は、交付額の確定通知書を受けた後に、速やかに市に補助金の交付を請求してください。

◆請求に必要な書類

1	豊中市健康づくり支援事業補助金 交付請求書	様式第14号
---	-----------------------	--------

決定の変更・取消し、補助金の返還等

原則、計画どおりに実施していただきますが、事情の変更により特別の必要が生じたとき又は交付決定団体が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは決定の内容やこれに付した条件を変更し、ならびに補助金の返還を求めることがあります。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- (3) 補助金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) 当該交付決定事業において、偽りその他不正な行為があったと認められたとき
- (5) 実績報告書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき

豊中市 健康医療部 健康推進課 健康支援係
〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1(豊中市保健所 2 階)
電話 06-6152-7381/ファクス 06-6152-7328
電子メール kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp
市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>